

● 申 込 必 要 書 類

1 県営住宅入居申込書（所定の用紙）

2 世帯員全員記載の住民票（世帯主、続柄が記載されている発行日から3ヶ月以内のもの）

注1）内縁関係にある方、婚約者等で同居予定の方を含みます。

注2）他の世帯と同居していることを理由として申込みをする場合には、その同居している世帯の方の住民票も提出してください。

3 収入を証明する書類（入居する方全員。ただし中学生以下を除く。）

入居しようとする親族全員分（中学生以下を除く。）について、次の表の区分により該当する提出書類全てを提出してください。

区 分	現 在 の 職 場	提 出 書 類	
		前年の所得証明書が交付されない時期 （概ね1月～5月）	前年の所得証明書が交付される時期 （概ね6月～12月）
給 与 者	前年1月1日以前から引き続き勤務している方	① 源泉徴収票の写し（注1）（前年中の収入を証する勤務先発行のもの） ② 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証する市町村長発行のもの） ※①と②両方を提出してください	① 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの）
	前年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方	① 給与支払証明書（所定の用紙を使用して最新の給料分から過去1年間（就職して1年に満たない場合は、採用月からの実績及び見込金額）を月毎に勤務先から証明を受けてください。） ② 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証明する市町村長発行のもの） ※①と②両方を提出してください	① 給与支払証明書（所定の用紙を使用して最新の給料分から過去1年間（就職して1年に満たない場合は、採用月からの実績及び見込金額）を月毎に勤務先から証明を受けてください。） ② 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの） ※①と②両方を提出してください
自 営 者	前年1月1日以前から引き続き営業している方	① 確定申告書の控えの写し（今年税務署に申告したもの） ② 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証する市町村長発行のもの） ※①と②両方を提出してください	① 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの）
	前年1月2日以降に営業を開始し、引き続き営業をしている方	① 事業開始からの事業収支（月毎）を記載した書面 ② 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証する市町村長発行のもの） ※①と②両方を提出してください	① 事業開始からの事業収支（月毎）を記載した書面 ② 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの） ※①と②両方を提出してください
そ の 他	年金受給者	① 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証する市町村長発行のもの） ② 年金証書の写し又は最新の年金振込通知書の写し ※①と②両方を提出してください	① 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの） ② 年金証書の写し又は最新の年金振込通知書の写し ※①と②両方を提出してください
	無職の方	① 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証する市町村長発行のもの） ② 退職を確認できる書面の写し（離職票等） ※退職や廃業により無職となった方で、①に給与収入や営業（事業）所得が記載されている場合は、①と②両方を提出してください	① 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの） ② 退職を確認できる書面の写し（離職票等） ※退職や廃業により無職となった方で、①に給与収入や営業（事業）所得が記載されている場合は、①と②両方を提出してください
	生活保護受給者	① 所得課税証明書（注2）（前々年中の所得を証する市町村長発行のもの） ② 生活保護費受給証明書（福祉事務所で発行するもの） ※①と②両方を提出してください	① 所得課税証明書（注2）（前年中の所得を証する市町村長発行のもの） ② 生活保護費受給証明書（福祉事務所で発行するもの） ※①と②両方を提出してください

※「写し」と記載のないものについては、原本を提出してください。

- (注1) 1月の申込みで「源泉徴収票」がまだ発行されていない方は「給与支払証明書」を提出してください。
(用紙は所定のものを使用し、勤務先から前年の収入を月毎に証明を受けてください。)
- (注2) 「所得課税証明書」は、課税内容や扶養等の各控除内容が確認できるように交付を受け、入居する方全員分(申込み日時点で中学生以下の方を除く。)を提出してください。
- (例) (盛岡市の場合)「市民税・県民税課税証明書」
- ※1 他の市町村の場合、「所得証明書」と「扶養証明書」の2通になる場合があります。
- ※2 最近転居された方は、転居前の市町村役場でなければ証明書の交付ができない場合があります
のでご注意ください。

4 その他の書類

下記の事項に該当する場合は、必要書類を提出してください。

事 項	必 要 書 類
婚約者と入居予定の方	「誓約書」(所定の用紙にそれぞれ自筆で記名押印し、媒酌人等の証明を受けてください。) ※同居開始後速やかに同居が確認できる住民票を提出してください。
現在賃貸住宅にお住まいの方	「賃貸借契約書」の写し(建物所在地、家賃額、賃貸借人の契約取り交わしが確認できる面)
正当な理由での立ち退き請求を受けている方	「立退証明書」(所定の用紙を使用して、理由を明確に記載し、家主の自筆の証明を受けてください。)
転勤のために入居申込みされる方	「転勤証明書」又は「辞令書」の写し
寡婦の方、ひとり親の方、単身の方	「戸籍謄本」(発行日から6ヶ月以内のもの。寡婦、ひとり親の事実確認に使用します。)
申込み家族(別居扶養親族を含む)に障がい者がいる方	「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は関係機関の証明書等、障がいの程度が確認できるもの。
被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する方	「罹災証明書」の写し又は関係機関の証明書等
障がい者で単身で入居される方	「単身入居の入居者資格認定のための申立書」(所定の用紙に記入してください。) ※申込されようとする住宅の存在する市町村の長から居住支援措置に関する証明が受けられない場合、単身での入居はできません。
DV被害者	規則に定めるDV被害者であることの婦人相談所長等の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
犯罪被害者等	「被害者申告書」及び「警察当局に事件の処理状況を確認することについての同意書」(所定の用紙に記入してください。)
持ち家を売りに出している方	「媒介契約書」の写し又は「売買契約書」の写し
妊娠中の方	「母子健康手帳」の写し

上記以外にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

●入居に際しての留意事項

- 入居するときは、敷金(家賃3ヶ月分)が必要です。
- 連帯保証人を1人確保していただくか、または県の指定する家賃債務保証業者と保証委託契約を締結していただく必要があります。
- 家賃以外に次のような共益費が必要となります。
[共同施設の電気料、水道料、浄化槽の電気代、その他の共同附設設備、共同施設使用にかかる費用]
- 入居の期日は、原則として住宅を管理する地区の広域振興局長が入居を許可した日から10日以内となります。